「多重債務問題の解決に資する取組みを通じ健全な消費者金融市場の形成に寄与した金融機関」に対する大臣顕彰における自見大臣の 発言要旨

この大臣顕彰は、昨年6月の改正貸金業法の完全施行から、1年の節目にあたり、多重債務問題の解決に資する優れた取組みを通じ、健全な消費者金融市場の形成に寄与した金融機関について、その優れた取組みを顕彰することにより、他の金融機関においても更に積極的な取組みが行われることを期待して、私の発意で行うこととしたものです。

銀行・信用金庫・信用組合等の預金取扱金融機関において、多重債務問題の解決に資する優れた取組みを定着させ、さらに継続・充実していくことにより、健全な消費者金融市場の中長期的な発展を促していくことが期待されます。

このような観点から、多重債務問題の解決に資する優れた取組みを通じ、健全な消費者金融市場の形成に寄与した金融機関のうち、特に、「経営方針や経営戦略等における位置付けを明らかにしたうえで、中長期的な視点に立って組織全体として継続的に推進」していると評価される金融機関について、私から直接、顕彰を行うことといたしました。

この顕彰により、優れた取組みが、他の多くの金融機関においても実施されていくことを期待するものです。

最後に、皆様におかれましては、今後とも、優れた取組みを積極的に進め、 引き続き、健全な消費者金融市場の形成に寄与していただくことを期待いた します。